

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の 一部改正について

令和2年6月
経済産業省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法令上、水素自動車等の燃料装置用ボンベ及び附属品を自動車間で転載した場合は、数年ごとの定期検査において不合格としており、転載を認めていない。

有識者委員会における議論結果を踏まえ、一定条件を満たす場合には、自動車間で転載を行った場合にも定期検査を合格とし、転載を可能とすることとする。

(2) 改正を行う法令

- ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年通商産業省告示第150号）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）

2. 改正の内容

現行法令上、水素自動車や天然ガス自動車の燃料装置用ボンベ及び附属品の再検査においては、「異なる自動車又は二輪自動車に装置されたものがないものであること」を合格要件としており、これを満たさない場合は不合格となる。

このため、水素自動車等の車両が故障等により使用不能となった場合に、搭載された燃料装置用ボンベ及び附属品の健全性が保たれており、かつ使用可能期間が残存している場合であっても、当該ボンベ及び附属品は廃棄されることが通常であった。一方で、特にフォークリフト等の産業用車両等においては、容器及び附属品の使用可能期間内に車両が故障する場合があるため、自動車間で転載を行うニーズが存在する。

これを踏まえ、有識者委員会において、ボンベ及び附属品の転載を認めるための条件について検討を行い、適切な方法により転載・保管を行う場合にあっては、転載を行っても差し支えない旨、結論を得た。委員会における議論に基づき策定されたガイドラインに従ってボンベ及び附属品の転載を行う場合は容器再検査及び附属品再検査を合格とするものとする。

- ・ 「燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン」（一般社団法人日本産業車両協会規格 JIVAS-F32:2020）
- ・ 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（一般社団法人日本ガス協会文書 2020 普第 42 号）

3. スケジュール

令和2年4月17日～令和2年5月18日：パブリックコメントの実施

令和2年6月15日：公布

令和2年7月1日：施行

以上